

前橋市動物の愛護及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
○前橋市動物の愛護及び管理に関する条例	○前橋市動物の愛護及び管理に関する条例
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を <u>防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資する</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を <u>防止する</u> ことを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 動物 人が所有し、又は占有する動物で、ほ乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう。	(1) 動物 人が所有し、又は占有する動物で、ほ乳類、鳥類又はは虫類に属するものをいう。
(2) 飼い主 動物を所有し、又は占有している者をいう。	(2) 飼い主 動物を所有し、又は占有している者をいう。
(3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。	(3) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。
<u>(4) 飼い猫 飼い主のある猫をいう。</u>	(4) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。
<u>(5) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。</u>	(5) 野犬 飼い犬以外の犬(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第7項に規定する狩猟鳥獣であるノイヌを除く。)をいう。
<u>(6) 野犬 飼い犬以外の犬(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第7項に規定する狩猟鳥獣であるノイヌを除く。)をいう。</u>	(6) 係留 飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体及び財産に対して侵害を加えないように、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定したものに鎖等で確実につなぐことをいう。
<u>(7) 係留 飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体及び財産に対して侵害を加えないように、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定したものに鎖等で確実につなぐことをいう。</u>	(7) 特定動物 法第25条の2に規定する特定動物をいう。
<u>(8) 特定動物 法第25条の2に規定する特定動物をいう。</u>	(8) 特定動物飼養者 法第28条第1項に規定する特定動物飼養者をいう。
<u>(9) 特定動物飼養者 法第28条第1項に規定する特定動物飼養者をいう。</u>	(平27条例17・令2条例16・一部改正)
(平27条例17・令2条例16・一部改正)	
第3条～第7条 略	第3条～第7条 略
(飼い主の遵守事項)	(飼い主の遵守事項)
第8条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第8条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 適正にえさ及び水を与えること。	(1) 適正にえさ及び水を与えること。
(2) 疾病の予防等健康管理を行うこと。	(2) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
<u>(3) 動物の数は、適正に飼養し、又は保管することが可能な範囲を超えることがないよう努めること。</u>	

(4) 動物の種類、習性等に応じた適正な飼養施設を設けること。 (5) ふん尿その他の汚物及び汚水(以下「汚物等」という。)を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。 (6) 羽毛の飛散、異常な鳴き声等により人に迷惑を及ぼさないこと。 (7) 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容する等適切な措置を執ること。 <u>(犬の飼い主の遵守事項)</u> <u>第8条の2 犬の飼い主は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。</u> <u>(1) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。</u> <u>(2) 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、周辺の生活環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練すること。</u> <u>(猫の飼い主の遵守事項)</u> <u>第8条の3 猫の飼い主は、第8条の規定によるほか、飼い猫の健康及び安全を保持し、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、及び周辺の生活環境を保全するため、飼い猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、猫の飼い主は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講ずるとともに、排せつのしつけその他周辺の生活環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。</u> <u>(飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項)</u> <u>第8条の4 飼い主のいない猫に給餌又は給水を行う者は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じ、及び周辺の生活環境を損なうことのないよう適切な管理を行うよう努めるとともに、周辺地域の住民その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。</u> 第9条～第21条 略	(3) 動物の種類、習性等に応じた適正な飼養施設を設けること。 (4) ふん尿その他の汚物及び汚水(以下「汚物等」という。)を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。 (5) 羽毛の飛散、異常な鳴き声等により人に迷惑を及ぼさないこと。 (6) 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容する等適切な措置を執ること。 第9条～第21条 略
---	--